

○近江八幡市広告入り窓口用封筒設置事業実施要綱

令和３年１０月８日

告示第２９４号

(趣旨)

第１条 この要綱は、近江八幡市広告入り窓口用封筒設置事業（以下「事業」という。）の実施に関し、近江八幡市広告事業実施要綱（平成２２年近江八幡市告示第５５号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 封筒 来庁者が各種証明書を持ち帰るときに利用する封筒であつて、第４条に定める場所に配置され、かつ、広告が掲載されたものをいう。
- (２) 製作 掲載広告のデザインの立案並びに封筒の印刷及び作製をいう。
- (３) 広告主 封筒に広告を掲載しようとする者をいう。
- (４) 広告代理店 広告主を募集し、及び封筒を製作し、これを市に提供する者をいう。

(事業の実施方法)

第３条 事業は、市が広告代理店から無償で封筒の提供を受けることにより実施するものとする。

(配置場所)

第４条 広告代理店から提供を受けた封筒は、市民課、保険年金課、税務課、安土未来づくり課等の各種証明書発行事務等を行う窓口等に配置するものとする。

(配置期間)

第５条 封筒の配置期間は、原則として提供を受けた日から１年間とする。ただし、第１３条第３項ただし書の規定により契約の期間を更新したとき及び市長が必要と認めたときは、広告代理店と協議し、これを変更することができる。

(製作上の注意事項)

第６条 広告代理店は、広告主に対し自らが広告の募集者であることを明確にし、市

が募集者である等の誤解を与えることのないよう努めなければならない。

- 2 広告代理店は、市の業務内容等を封筒に掲載する場合は、市長の指示に従うものとする。

(封筒の仕様等)

第7条 封筒の仕様及び広告の規格、掲載位置等の広告掲載に関する仕様は、別に募集要項で定める。

(広告主の優先順位)

第8条 広告代理店は、次の各号に掲げる順位に基づき、当該各号に定める広告主の広告を掲載するものとする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 第2順位 民間事業者のうち、市内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前号に規定する者以外の民間事業者

(広告の内容)

第9条 封筒に掲載することのできる広告は、要綱第3条及び別に定める近江八幡市広告事業掲載基準（以下「基準」という。）に規定する要件を満たす物であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の窓口業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (2) その他市長が適当でないと認めるもの

(募集及び応募方法)

第10条 市長は、広告代理店を市のホームページへの掲載その他の方法により募集するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告代理店を募集しようとするときは、その募集の内容、応募方法その他必要な事項について募集要項で定めるものとする。

(審査及び決定)

第11条 市長は、前条の規定による募集に対して応募があった場合は、この要綱、要綱、基準及び募集要項に基づき、次条に定める近江八幡市窓口用封筒選定審査会の審査により、応募資格、提案内容（企画、納入スケジュール、募集方法等をいう。）、デザイン、実現性、過去の実績等を総合的に判断し、広告代理店を決定する。

(選定審査会)

第 12 条 前条の審査及び決定のため、近江八幡市窓口用封筒選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置する。

- 2 選定審査会は、市民部長、市民課長、保険年金課長、税務課長及び安土未来づくり課長をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、市民部長をもって充てる。
- 4 選定審査会の運営に関し必要な事項は、市民部長が別に定める。

(契約の締結)

第 13 条 市長は、第 11 条の規定により広告代理店を決定したときは、封筒の製作及び提供に関し当該広告代理店との間で契約を締結するものとする。

- 2 契約の締結に要する費用は、広告代理店が負担するものとする。
- 3 契約の期間は、原則として契約締結の日から 1 年間とする。ただし、市長が必要と認めたときは、広告代理店と協議し、契約の期間を更新することができるものとする。
- 4 前項ただし書の場合において、協議は契約の期間満了の日の 6 月前までに行うものとし、更新の期間については当該期間満了の日から 2 年を超えないものとする。

(苦情処理等)

第 14 条 広告代理店は、要綱第 8 条第 1 項の規定により、当該広告に関する一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決に当たらなければならない。

- 2 広告代理店は、広告主又は広告内容が基準に定める内容等に相違が生じた場合は、速やかに文書により市長に報告するとともに、当該封筒を回収し、及び代替の封筒を市に提供しなければならない。

(使用の取りやめ)

第 15 条 市長は、封筒を使用することが不適切と認めたときは、当該封筒の使用を取りやめることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、近江八幡市広告入り窓口用封筒に関する取扱要領（平成２２年３月２１日施行）の規定によりなされた契約その他の手続は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。